

THE



クルマの
保険

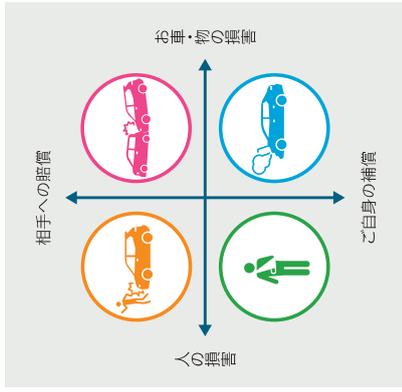
個人用自動車保険

パンフレット兼重要事項等説明書

2026年1月版



安心の基本補償



他人にケガをさせてしまった場合に備え、安心の補償を！

対人賠償責任保険

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を！

対物賠償責任保険

万が一のご自身のケガにも、安心の補償を！

人身傷害保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を！

車両保険

対象自動車

自家用普通乗用車	自家用小乗用車	自家用軽四輪乗用車	自家用小型貨物車
自家用軽四輪貨物車	最大積載量 0.5トン以下	自家用普通貨物車 最大積載量 0.5トン超2トン以下	特種用途自動車 (キャンピング車)

※1 業務専用車又はプライベートや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車のみです。

※2 レンタカー、教習用自動車および「わんぱくナビ」リース料金を適用する自動車は、対象自動車に含まれません。

ノンフリート契約 (所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下のご契約)

個人

記名被保険者
(ご契約の自動車を主に使用される方)

ご注意 THE クルマの保険では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかをお選びいただきます。人身傷害保険のみでご契約いただくことはできません。



あなたの自動車保険の保険料を
最短30秒でサクッと見積もります。

詳しくはこちら

特約カタログ

自動車保険の主要な特約を、補償内容や支払事例などを交えてより詳しく説明したツールです。なお、ご契約内容により保険料は異なります。



特約カタログはこちら
https://www.sompo-japan.co.jp/~media/SJNK/files/kinsurance/automobile/thekuruma/tokyaku2601.pdf

十 選べるオプション 特約でお客さま一人ひとりにぴったりの補償プランをご提供

他の自動車に搭乗中や、自転車等を運転中の事故なども補償したい！



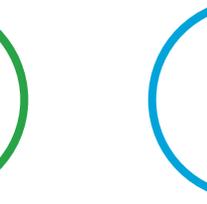
人身傷害交通乗用車事故特約
詳しくはP⑩

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい！



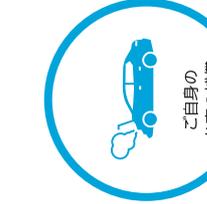
人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約
詳しくはP⑪

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配！



人身傷害入院時諸費用特約
詳しくはP⑫

事故で自動車が大破！買い替えて、また新車に乗りたい！



車両新価特約
詳しくはP⑬

長く乗ってきたお車が全損に！買い替え・修理を検討したい！



車両全損時償旧費用特約
詳しくはP⑭

故障の修理費も補償したい！



故障運搬時車両損害特約
詳しくはP⑮

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配！



地震・噴火・津波車両全損時一時金特約
詳しくはP⑯

自転車で行く、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった！



個人賠償責任特約
詳しくはP⑰

ご契約の自動車が修理中！その間レンタカーを借りたい！



代車費用特約 (事故時30日型) / 代車費用特約 (15日型)
詳しくはP⑱

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい！



弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)
詳しくはP⑳



SOMPO Drive
初めての自動車保険をお得に

詳しくは
P⑳

個人向けスマートフォン用無料アプリで運転診断を実施し、点数に応じて割引を適用します。
SOMPO Driveは、安全運転スコアに応じて「安全運転割引」(詳しくはP⑳)が適用されるサービスです。



Driving!
つながるドラレコで安心を

詳しくは
P㉑

録画するだけでなく、平常時の見守り、事故後のかけつけなど、事故の未然防止から解決までトータルでサポートします。
「Driving!」はドライバーによる事故発生時の通知等に関する特約(詳しくはP㉑)をセットした場合にかぎり、提供されるサービスです。



SOMPO Drive
ウェブサイトはこちら

安全運転で保険料が安くなる!

お客さまの安全運転をサポート。



Driving!
ウェブサイトはこちら

安全運転割引を獲得できる 無料運転診断アプリ



初めてお車を買われる方や、2台目以降のお車を買われる方

運転診断結果で、自動車保険料が

最大 **20%** お得に!

スマートフォンプリアプリア「SOMPO Drive」でいつでも**運転診断にチャレンジ!**

安全運転スコアに応じて **保険料がお得に!**

納車前、納車後問わず、運転診断にチャレンジできます。
取得した安全運転スコアによって、割引が適用できます。

安全運転スコア/等級	6(S)等級	7(S)等級
80~100点	20% 割引	5%割引
60~79点	12%割引	3%割引

納車前に!

ご家族のお車や
会社の車を運転時



納車後に!

レンタカー、
シェアカーを運転時



01

保険期間の途中から **安全運転割引の適用が可能**

保険始期日までに運転診断が間に合わなくても、条件を満たせば、
保険期間の途中から安全運転割引が適用できます。

アプリダウンロード
→利用登録



5日以上かつ10時間以上
運転し診断



契約前に
割引獲得



保険期間の始期日もしくは
保険期間の途中から
割引の適用開始



契約後に
割引獲得



Android
こちらから



iOS
こちらから



まずは **アプリをダウンロード!**

利用登録に必要な入力項目は以下の4つです。

①メールアドレス ②氏名 ③パスワード ④運転免許証番号*

*マイナンバーの場合は、免許情報記録番号と読み替えます。

Android
こちらから



iOS
こちらから



03

いざというとき、助けてくれる つながるドラレコ

.Driving!

つながるドラレコ Driving! なら



損保ジャパン

ご家族

ALSOK

保険代理店

「つながるドラレコ」とは、損保ジャパンが提供する通信型ドライブレコーダーを指します。

事故による強い衝撃を検知した場合は、**自動的に損保ジャパンや事前に登録したご家族・保険代理店に一斉連絡。**

録画データも損保ジャパンへ自動連携されるため、データの取り出しも不要です。また、「ALSOKかけつけ安心サービス」などの事故対応サポートを依頼することもできます。

つながるドラレコは**3つの機能で安心・安全な運転を支援**します。

01 もしもの時の **事故対応サポート**

万が一の事故時には、自動通報、手動通報に加え「ALSOKかけつけ安心サービス」*で安心を提供。

*「ALSOKかけつけ安心サービス」は、お客さまが必要とした場合にご利用いただけます。

02

運転中の **サポート機能**

高性能ドライブレコーダーを使用した安全運転のサポート機能。
事故を未然に回避または軽減するために画面表示と警告音で注意喚起します。

03

運転力を **データで見える化**

運転特性などを分析し、専用スマホアプリで運転診断レポートを表示。運転特性スコア*が80点以上である場合は翌年度の自動車保険料を5%割引く走行特性割引が適用されます。
※損保ジャパンが定める走行情報等のデータにもつき算出したスコアです。

特約保険料

980円*

月々

10,780円(税込)

メーカー希望
小売価格

※払込方法が分割払(月払)、支払方法が口座振替または保険期間が1年のご契約の場合の分割保険料(払込方法が一括払の場合は、年間11,172円)です。ご契約内容により保険料は異なります。



オプション品 リアカメラ

あおりの運転対策など、後方撮影を希望される場合はオプションでリアカメラをご購入いただくことが可能です。

充実の補償とサービスが備わった ロードアシスタンス

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能*となった場合に、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者を手配し、レッカーけん引や30分程度の応急処置などをご利用いただけます。



※1 すべてのご契約が対象となります。

※2 走行不能とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態等をいいます。また、事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が傷病または診療所に搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難なトラブルの場合は補償・サービスの対象となりません。

A 下記のサービスをご利用いただくためには、ロードアシスタンス専用デスクへの事前連絡が必要で

専用デスクへ連絡する前にお客さま自身で業者を手配された場合は「事前連絡なし」となり、下記のサービスについては後から保険金請求をすることはできません。

- 限度額無制限のレッカーけん引サービス※
- 燃料切れ時の給油サービス
- JAF会員向け優遇サービス
- 鍵の紛失時のロードアシスタンスサービス※
- 電気自動車における電欠時の急速充電サービス

※自宅における鍵の紛失は対象外です。

ロードアシスタンス専用デスク

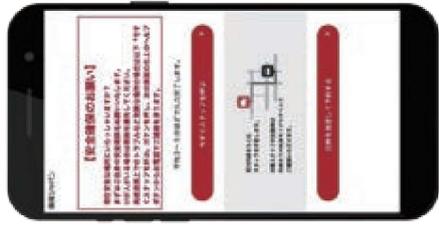
365日 110番 **0120-365-110**

おかけ間違いにご注意ください。

また、ロードアシスタンスご依頼の際は、お客さまのスマートフォン操作で簡単にロードアシスタンス業者を手配できるシステムをご利用いただけます。万が一に備え、手配サイトをブックマークいただくと便利です。



手配サイトはこちら



スマホで簡単手配



GPS機能で現在の地共有も心配いらず



業者の現在位置・到着予想時間の共有※

レッカーけん引

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーによるけん引を行います。

電気自動車が電池切れとなった場合や、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車が燃料切れとなった場合は、充電または燃料補給が可能なお客さままでレッカーけん引を行います。

※1 お客さま指定の修理工場等へのレッカーけん引を専用デスクが承認する場合がございます。

※2 応急処置費用と合算の限度額となります。

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
運搬費用	無制限※1	15万円限度※2

応急処置(30分程度)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。

＜主な事例＞ バッテリー上がりの時のジャンピング、キーとじ込み時の鍵開け、バンク時のスペアタイヤ交換、落輪した場合の引上げ、電気自動車における電欠時の急速充電 等

※1 レッカーけん引費用と合算の限度額となります。

※2 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合がございます。

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
応急処置費用	15万円限度※	

宿泊・移動・引取費用

ご契約の自動車が走行不能となりレッカーけん引された場合や、法令上の走行不能時に自力で修理工場に入庫した場合に、宿泊・移動・引取費用を補償し、宿泊施設の紹介等のサポートもいたします。

＜宿泊費用＞ ホテル等の有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得ない場合に要した1泊分の客室料をお支払いします。

＜移動費用＞ ご契約の自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で被保険者が移動するために要した費用をお支払いします。

＜引取費用＞ 修理工場等でご契約の自動車の復旧が完了した後、合理的な経路および方法でご契約の自動車を引取取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
宿泊費用	2万円限度/1被保険者あたり	
移動費用	2万円限度/1被保険者あたり	
引取費用	15万円限度	

燃料切れ時の給油サービス

ご契約の自動車が燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。

※1 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。

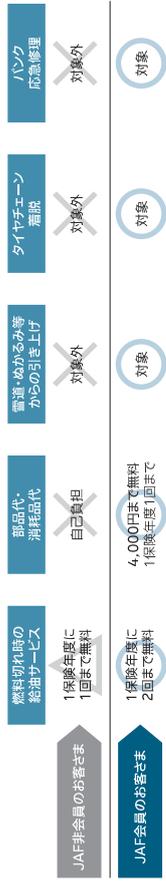
※2 1保険年度につき1回に限り対象となります。

1回につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
サービス	10Lまで無料	提供不可

JAF会員向け優遇サービス

JAF会員の方には優遇サービスがあります。JAF会員の皆様も、原則JAFへ取次を行います。



ロードアシスタンスの提供要件や内容は、「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスタンス等諸費用規約」および「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

万全の事故・故障対応サービス

夜間・休日の
事故・故障対応サービス



お客さまへの「24時間初動対応サービス」

事故受付	事故解決のアドバイス
代車の手配	修理工場のご紹介
修理工場への連絡	病院への連絡

日本全国の安心の事故対応網

47都道府県**263**か所*



*2025年4月現在

相手方への「24時間初動対応サービス」

事故受付の連絡	修理工場への連絡
病院への連絡	代車の手配

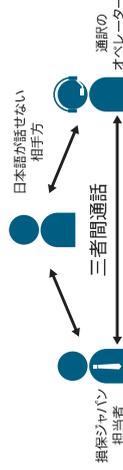
事故の相手方が日本語を話せない場合も安心!

損保ジャパンの事故サポートセンターでは

22か国語※(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語など)で、

事故受付や初動対応が可能です。

*2025年4月現在



LINEで保険金請求が完了!「事故チャットサービス」

事故連絡	事故のご相談
画像や動画の送信	保険金請求手続き

忙しくて電話ができないときでも
簡単に損保ジャパンの事故担当者と
チャットで連絡を取ることが可能です。



詳しくはこちら

充実の補償



対物賠償責任保険

対人賠償責任保険

対人賠償責任保険

自動セット

オプション

対人賠償責任保険

まかせて安心
対物賠償責任保険

他人にケガをさせてしまった場合に備え、安心の補償を!

補償の概要

ご契約の自動車運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人賠償責任保険

対人賠償責任保険

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑩をご確認ください。

対物賠償責任保険

まかせて安心
対物賠償責任保険

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

補償の概要

ご契約の自動車運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

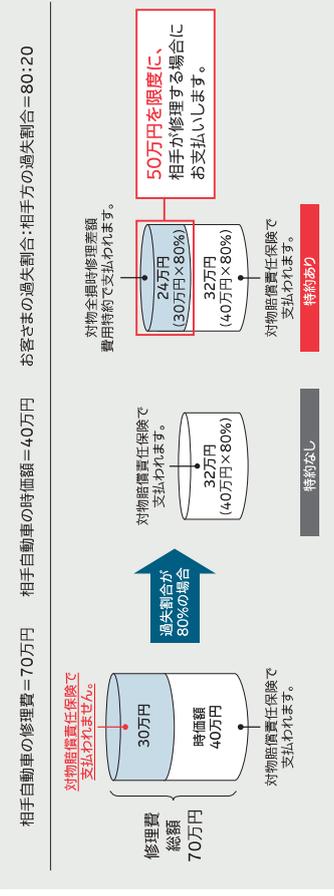
★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑩をご確認ください。

対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われませんが、修理費が時価額を超えたときは心配! そんなときには…

対物全損時修理差額費用特約 自動セット

対物賠償責任保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

※対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。



人身傷害保険

万が一のご自身のケガにも、安心の補償を！

ご自身への補償

ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故により起こられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

補償の概要

補償範囲	補償の対象	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族※1の方
ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の交通乗用具※2※3に搭乗中の事故	歩行中の交通乗用具※2この事故
基本補償			
人身傷害交通乗用具事故特約セット	○	○	○

- ※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から⑥の方をいいます。
 - ① お客さまご自身
 - ② ①の配偶者
 - ③ 記名被保険者
 - ④ ①または②の別居の未婚のお子さま
 - ⑤ 交通乗用具についてはP⑩をご確認ください。
- ※2 「他の交通乗用具」に、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車を含まないと、一定の条件があります。
- ※3 「他の交通乗用具」に、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車を含まないと、一定の条件があります。
- ※4 「他車運転特約」により、補償の対象となる場合があります。詳しくはP⑩をご確認ください。

お支払いする保険金

損害保険金	入院・通院された場合	治療費などの実費	休業損害(働けない間の収入)※1	精神的損害※1	その他
	後遺障害を認められた場合※2	治療費などの実費	精神的損害	将来の介護料	その他
	お亡くなりになった場合	逸失利益(労働能力を喪失したことにより失った将来の収入)	精神的損害	葬儀費用	その他

入院定額給付金※1

入院日数が5日以上となった場合は、入院定額給付金として10万円をお支払いします。

ご注意 ① 他、自動車保険特約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

入院生活サポート費用保険金

事故発生日からその日を始めて180日以内の期間を対象として、入院時の病室でのご本人の身のお世話をののために利用したヘルパー費用をお支払いします。

ご注意 1. 1回の事故につき被保険者1名ごとに、日額15,000円を限度として、お支払いいたします。
2. まかせて安心、入院アシスタンスの「入院生活サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。

※1 自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者(被保険者の被った損害に対する賠償賠償責任を負う方をいいます。がないない、または確認できないときは、「休業損害(働けない間の収入)」、「精神的損害」)、「入院定額給付金」は、お支払いの対象外となります。

※2 重度の後遺障害が生じた場合(神経系障害や胸腹部臓器の機能に著しい障害を呈し、常に介護が必要となる状態をいいます。)、は、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑩をご確認ください。

保険金額の目安

「人身傷害保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。次の表を参考に適正な保険金額をご設定ください。

年齢別の平均的な損害額目安

ご注意 次の表は有償額(ただし、70歳を除きます。)の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成、事故日時点の法定利率などにより異なります。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被った場合
20	無	8,000万円	1億9,000万円
30	有	1億円	1億7,000万円
40	有	9,000万円	1億6,000万円
50	有	7,500万円	1億3,000万円
60	有	5,500万円	9,500万円
70	有	2,500万円	4,000万円

他の自動車に搭乗中や、自転車や、自転車を運転中の事故なども補償したい！ そんなときには…

人身傷害交通乗用具事故特約 P⑩ オプション

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車」に搭乗中の事故や「自動車以外の交通乗用具」に搭乗中の事故、「歩行中の自転車などの衝突事故などの交通乗用具事故」に拡大する特約です。

※記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車を含まないと、一定の条件があります。

交通乗用具とは…?

自動車、移動用小型車、遠隔操作用小型車(搭乗装置のあるものにかぎりず)、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のあるものにかぎりず)、電車、ロープウェイ、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。なお、キックボード(電動キックボードを除きます)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい！ そんなときには…

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 P⑪ オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなった場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

- ご注意** 1. この特約で既に支払った後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。
2. 他の自動車保険特約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配！ そんなときには…

人身傷害入院時諸費用特約 P⑫ オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、入院中および退院後30日以内の期間を対象として、入院時諸費用(家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ベット預け入れ等費用)および5日以上入院された場合の退院時諸費用をお支払いする特約です。

入院時諸費用のお支払限度額 1事故、被保険者1名につき、入院時諸費用の合計額をお支払いします。ただし、「25,000円×入院日数」を限度とします。

- ご注意** 1. お支払いの対象となる期間は、事故発生日からその日を始めて180日以内の期間における日数とします。
2. それぞれの費用については、一定の限度額があります。
3. 退院時諸費用は、5日以上入院された場合にお支払いの対象となります。

まかせて安心、入院アシスタンス

人身傷害の保険金がお支払いの対象となる事故で入院されたお客さまご家族の生活をサポートする安心・便利なサービスです。

すべてのご契約対象

入院生活サポート
株式会社ニチイ学館との提携により、被保険者の方が入院されている病室にて、買い物・洗濯の代行・見守りなどのヘルパーサービスを提供します。



1日あたり連絡が3時間限度

1日あたり25,000円限度



1回の事故につき10万円限度

人身傷害入院時諸費用特約をセットした場合に対象

家事・介護サポート
株式会社ニチイ学館との提携により、ご自宅でのお食事・洗濯・日中掃除などの家事やご親族などの介護を代行するためのヘルパーサービスを提供します。



車両保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を！

ご自身 お車・物の補償

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

補償範囲

事例	ご契約の自動車以外の自動車との衝突	盗難	火災・爆発	台風・豪雨、洪水、高潮	落石、空中の落下物との衝突	電柱・ガードレール・フェンスとの衝突	自転車との衝突・接触	盗難・墜落・脱走	地震・噴火・津波	故障
ご契約の自動車との衝突	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ご契約タイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般条件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車・限定危険※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車対人・限定危険※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車対物・限定危険※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車対物・限定危険※4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車対物・限定危険※5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※1「車対車事故・限定危険特約」をセットした車両保険をいいます。
- ※2「人との衝突」または「盗難」によって生じた損害は補償されません。
- ※3「車両盗難対象外特約」がセットされている場合は補償されません。
- ※4「地震・噴火・津波車両全損一時金特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じた状態になった場合に、一時金をお支払いします。(詳しくはP⑩)
- ※5「故障連発新車時車両損害特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じた状態になった場合に、保険金をお支払いします。(詳しくはP⑯)

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合・または修理費が 車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(約定保険価額)をお支払いします。 また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。
分割の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車修理が走行不能となった場合に必要となる運搬費用、緊急処置費用または盗難引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、セットされた特約の保険金が支払われる場合を除きます。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑯をご確認ください。

ご契約方法

01 車両保険金額

ご契約の自動車の用途(車種、車名、型式、仕様および初年度登録年月(または初年度検査年月))をご確認いただき、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲を基準として、車両保険金額を5万円単位でお決めいただきます。

- ※1「車両自己負担なし特約」をセットすることができます。この特約は、車両保険に自己負担額が設定されている場合でも、ご契約の自動車以外の自動車との衝突・接触事故にかぎり、自己負担額なしとする特約です。
- ※2 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両保険事故の回数を数えます。

02 自己負担額

車両保険の自己負担額を次の表の中からお選びいただけます。

定額方式	増額方式※2
(車両保険事故の回数にかかわらず) 0万円 ※1 3万円 ※1 5万円 ※1 7万円	(車両保険事故1回目) 0万円 10万円 ※1 20万円 ※1 30万円 ※1 50万円 ※1 70万円

お車が事故で大破! 手厚い補償がほしい! そんなときには...

新しいお車にお乗りの方

車両新価特約 + オプション

ご契約の自動車に全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※2となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

※1「フルタイムエンジン」など、内外装・外板部品以外の部分に新しい損傷が無い場合はお支払いの対象となりません。

再取得費用または修理費 (車両本体価格+付属品+消費税)
新車価格相当額

+ 再取得時諸費用保険金

ケース	再取得時諸費用保険金
再取得の場合	新車価格相当額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額
上記以外	10万円のいずれか高い額

ご注意 1. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります)。
2. 新車価格相当額を限度に保険金をお支払いする場合は、再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について1年以内(代償の自動車を手引きした場合はご契約の自動車修理された場合にかぎり)に再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等をお支払いします。なお、ご契約の自動車修理費は本特約には含まれません。

- 3. この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金は本特約には含まれません。
- 4. 保険金は車両所有者にお支払いします。なお、ご契約の自動車修理費は本特約には含まれません。
- 5. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - ・車両保険を適用したご契約であること。
 - ・車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、最終年度の車両保険金額)が新車価格相当額の50%以上の金額であること。

長く愛用しているお車にお乗りの方

車両全損時復旧費用特約 + オプション

ご契約の自動車に全損になった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について、復旧費用限度額※を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

※車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

復旧費用限度額	
車両保険金額が100万円を超える場合	車両保険金額+100万円
車両保険金額が100万円以下の場合	車両保険金額の2倍

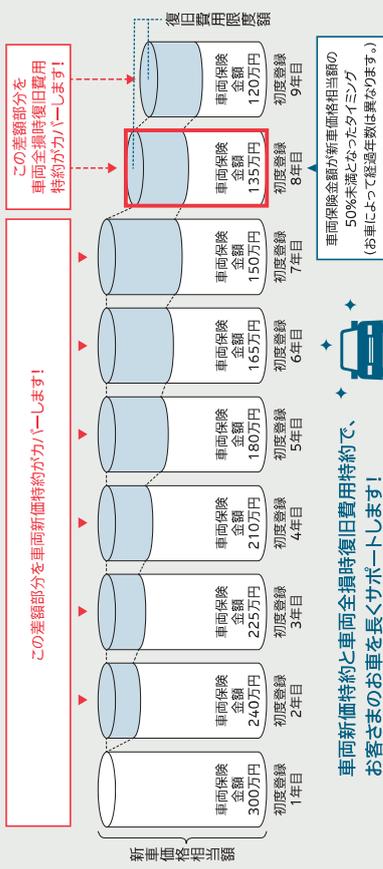
+ 再取得時諸費用保険金

ケース	再取得時諸費用保険金
再取得の場合	復旧費用限度額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額
上記以外	10万円のいずれか高い額

ご注意 1. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります)。
2. 復旧費用限度額を限度に保険金をお支払いする場合は、再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について1年以内(代償の自動車を手引きした場合はご契約の自動車修理された場合にかぎり)に再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等をお支払いします。なお、ご契約の自動車修理費は本特約には含まれません。

- 3. この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金は本特約には含まれません。
- 4. 保険金は車両所有者にお支払いします。なお、ご契約の自動車修理費は本特約には含まれません。
- 5. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - ・車両保険を適用したご契約であること。
 - ・車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、初年度の車両保険金額)が新車価格相当額の50%未満の金額であること。

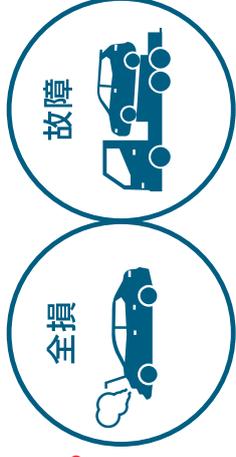
例 新車価格相当額が300万円のお車の場合



車両新価特約と車両全損時復旧費用特約で、お客さまのお車を長くサポートします!

車両保険にプラス!

大切なお車のためにおすすめの特約

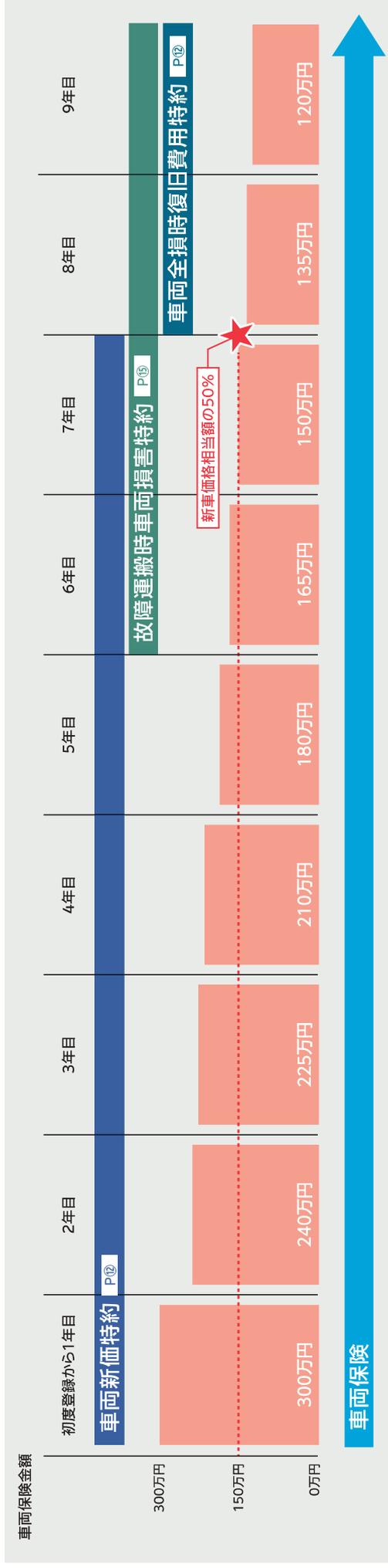


車両保険だけでは補償されない
損害があることをご存じでしょうか?

- ▶ 事故あってしまい車が全損。新しい車に買い替えたい。
- ▶ 故障してしまったが修理をして長く乗り続けたい。

車両保険の基本補償だけでは十分ではない場合があります!

新車価格相当額が300万円の場合



お支払いのイメージ

2年目

保険金額 240万円 実際にかかる再取得費用 **300万円** (車両本体価格 + 付属品 + 消費税)

事故で全損となり 1年以内に買い替えた場合

車両保険 だけだと...
支払保険金※の例 300万円
保険金 240万円 + 諸費用 40万円
受け取る保険金の合計 260万円

車両新価特約 を セットしていると...
支払保険金※の例 300万円
保険金 300万円 + 諸費用 40万円
受け取る保険金の合計 340万円

6年目

保険金額 165万円 故障運搬時車両損害特約で補償

故障し レッカーけん引された場合

車両保険 だけだと...
修理費用 25万円
エンジン部品交換費用 25万円
支払保険金※ 25万円

故障運搬時車両損害特約 を セットしていると...
補償なし

8年目

保険金額 135万円 実際にかかる再取得費用 **300万円** (車両本体価格 + 付属品 + 消費税)

事故で全損となり 1年以内に買い替えた場合

車両保険 だけだと...
支払保険金※の例 135万円
保険金 135万円 + 諸費用 40万円
受け取る保険金の合計 148.5万円

車両全損時復旧費用特約 を セットしていると...
支払保険金※の例 235万円
保険金 235万円 + 諸費用 40万円
受け取る保険金の合計 275万円

車両新価特約、車両全損時復旧費用特約のセット条件となる 「新車価格相当額」と「車両保険金額」とは?

- ▶ 新車価格相当額 保険契約締結時におけるご契約の自動車の、新車での市場販売価格相当額
- ▶ 車両保険金額 車両保険で補償される保険金の支払限度額

お車を使用した年数分だけ市場価値が下がることに伴い「車両保険金額」は下がるため、「新車価格相当額」と「車両保険金額」の差が生まれていきます。



*お支払いする保険金の詳細はP①、②、③、④をご確認ください。

故障の修理費も買替費も補償したい! そんなときには...

故障運搬時車両損害特約 **+** オプション

ご契約の自動車に故障により走行不能*となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または30万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。

*「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

ご注意 1. この特約は、次の条件すべてを満たす場合にかかり、セツトすることができます。

- ・車両保険金適用した自家用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること
- ・次の自動車を対象としたご契約でないこと
 - ・国内用車、改定車、並行輸入車、外務省登録自動車
- ・ご契約開始の初日の属する月が初年度(初年度)の翌月から起算して60か月以上であること

2. ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。

3. 車両保険の自己負担額を認定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を申し引きます。

4. 自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障時または法令上の定期点検を要しないこと(起因する故障)は補償されません。

5. 自動車販売店等が提供している延長保証証(加入されている場合、補償内容が重複する可能性があります)の適用により、ご契約に延長保証証の内容をご確認ください。

▲ 補償対象のご注意点

消耗部品※1、バッテリー(駆動用バッテリーを含みます)、油脂等※2の交換または補充に要する費用をお支払いの対象外です。ただし、故障損害が生じた部品の修理に付随して交換または補充が必要となる場合を除きます。

※1 消耗部品とは、車両の経過や契約の自動車の使用等により摩滅、腐しよ、さびその他の自然の消耗が生じた部品をいいます。
例: タイヤ、ブレーキパッド、ワイパーブレード、ブレーキパッド、エアコンフィルター、ターボチューブ、ボアーズ、電球、ヘッドランプ、ワイパーモーター類など

※2 時間の経過や、ご契約の自動車の使用等により補充が必要となる油類および燃料等をいいます。
例: オイル、燃料、冷却水、ウォッシュ液など

支払事例

実は3人に1人が故障を経験しています!

当社調べ(あなたは過去にお車が故障し自走不能となった経験はありますか? (事故による故障の場合を除きます))への回答結果(2022年5月実績 回答数: 2,421名)

警告灯が点滅してエンジン付近から水漏れが...	修理費例 約25万円	冷却装置等の部品交換費用
トアミラーが突然割けなくなったり...	修理費例 約10万円	トアミラー交換費用
警告灯が点滅してエンジンが停止した...	修理費例 約25万円	充電機等の部品交換費用
夜間走行中にヘッドライトがつかなくなったり...	修理費例 約20万円	ヘッドライト部品交換費用

保険金のお支払いイメージ

車両保険金額が150万円の場合	修理費 25万円	お支払い 25万円
修理費の25万円が お支払保険金となります。		
車両保険金額が20万円の場合	修理費 45万円	お支払い 20万円
修理費>限度額となるため 限度額の30万円が お支払保険金となります。		

POINT 支払われた保険金は、新車購入の頭金にもできます。

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配! そんなときには...

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 **+** オプション

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車に流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を越えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

ご注意 この特約は、車両保険を適用したご契約にセツトすることができます。

お客様に過失がない場合は、保険を使って等級がダウンしないので安心!

無過失事故の特例 自動セツト

次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事故有効係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特約です。

- ① 相手自動車※1の「衝突」「センターラインオーバー」(赤信号無視)または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことと損保ジャパンが判断した場合
- ② 相手自動車※1との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ③ ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ④ 自動運転中に偶然な事故※2が発生した場合

※1 ご契約の自動車と所有者が異なる自動車の運転者にかぎりず。

※2 道路運送車両法第41条に定める自動運転装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約の自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。

ご注意

1. ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故にかぎりず。
 - ・「相手自動車※1」および「その運転者または所有者」が確認された事故
 - ・車両保険金のみをお支払いする事故
2. ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落石、いたずら、積載中・落下中の他物との衝突などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特約の対象外です。

その他 補償(主な特約)

自転車で行中、歩行者にぶつかってケガをさせた! そんなときには...

個人賠償責任特約 **+** オプション

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例: 自転車運転中の事故など※)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。

※自動車運転中の事故等を除きます。

保険金額 日本国内で発生した事故 無制限 日本国外で発生した事故 1事故につき1億円

こんなトラブルにも安心



マンションで給水ホースのつなぎ部分が破損し、階下の部屋に水漏れを起こしてしまった

賠償例
550万円



散歩中に、飼い犬が他人に噛みついて、ケガをさせた

賠償例
30万円

こんな方におすすめです!

- ✓ 小さいお子さまがいらっしゃる方
- ✓ 自転車によく乗られるご家族がいらっしゃる方
- ✓ 旅行やお出かけを頻繁にされる方

ご契約の自動車か修理中! その間レンタカーを借りたい! そんなときには…

代車費用特約(事故時30日型) / 代車費用特約(15日型) **+** オプション

ご契約の自動車か「ロードアシスタンス等諸費用特約」のうち、運搬費用保険金または応急処置費用保険金のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となり、レッカーけん引された場合は法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合※2に、被保険者が負担された代車費用※3を、1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数※4を乗じた額を限度にお支払いする特約です。なお、事故の場合は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	事故	故障	事故	故障
レッカーけん引された場合または法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合※2	○	○	○	×
代車費用	○	○	○	×

※1 事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に緊急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。
 ※2 走行不能となった場において応急処置により走行不能が解消された後に修理工場などに入庫した場合を含みます。
 ※3 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用をお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。
 ※4 「代車費用特約(事故時30日型)」をセットした場合は30日(故障損害により走行不能となった場合は15日)を限度とし、「代車費用特約(15日型)」をセットした場合は15日を限度とします。

修理費以外にもこんな支出が発生します!

深夜に事故にあい 交通手段もないため 近くのホテルに宿泊した 1泊の宿泊費用 2万円	事故翌日、 タクシーで帰りました 移動費用 2万円	損傷が激しかったため 修理期間は30日間。 その間の代車を借りた 代車費用 7万円×30日間=21万円	自宅から距離のある 修理工場に入庫していたため、 タクシーで車を取りに行った 引取費用 1万円
--	------------------------------------	---	---



※ロードアシスタンスについて詳しくはP.56をご覧ください。

保険会社が示談交渉できないいらい事故でも安心!

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい! そんなときには…

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) **+** オプション

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

被害事故弁護士費用保険金
 日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合※1に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支払われた弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。
 被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度
 被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

刑事弁護士費用保険金
 自動車や運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支払われた弁護士費用※2や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。
 刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度
 刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

※1 業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故にかぎります。
 ※2 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。

【ご注意】 1. お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金認定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合には300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。
 2. 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。

POINT ケガを負われた、財物を壊された等の日常生活における被害を受けたことによるトラブルが対象です。

弁護士費用特約(自動車事故限定型) **+** オプション

「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合は、自動車事故に限定した特約です。

【ご注意】 「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」と同時にセットすることはできません。

「日常生活・自動車事故型」と「自動車事故限定型」の違い

ご契約タイプ	お支払いの対象		自動車起因の被害事故に関する損害賠償請求		自動車運転中の対人加害事故に関する刑事事件の対応※2	
	日常生活における被害事故に関する損害賠償請求	被害事故弁護士費用保険金	被害事故法律相談・書類作成費用保険金	300万円限度 被害事故法律相談費用保険金	10万円限度 被害事故法律相談費用保険金	150万円限度 刑事弁護士費用保険金 10万円限度 刑事法律相談費用保険金
日常生活・自動車事故型	○	○	○	○	○	○
自動車事故限定型	×	×	○	○	○	○

※1 日常生活における刑事事件の弁護士費用等は補償の対象となりません。
 ※2 対人加害事故により被保険者が危険運転致傷罪に処された場合は、その対人加害事故によって生じた損害に対しては、原則、保険金をお支払いしません。

弁護士費用特約をセットするメリット

弁護士費用特約をセットしていない場合

- 自身に過失が発生しない事故の場合、自ら相手と交渉しなければならぬ
- 弁護士に委任する場合には費用と手間がかかる

弁護士費用特約をセットしている場合

- 法律の専門家による的確なアドバイスを受けられる
- 示談交渉の代行によって、不利益な結果になるリスクを回避できる
- 保険金額内であれば費用を気にせず相談できる

原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい！ そんなときには…

ファミリーバイク特約

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご家族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車※を使用中等に生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。

※1用途車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である車両をいいます。

補償の対象	相手への賠償	ケガの補償
ご契約タイプ	人への賠償	他の自動車との事故 (交差点での衝突など)
人身傷害型	対人賠償責任保険※2 ○	人身傷害保険※2 ○
自損傷害型	対物賠償責任保険※2 ○	自損事故傷害特約※3 ○

※2 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の条件にない保険金をお支払いします。契約の自動車の条件にない保険金(入込日額：6,000円・通院日額：4,000円)

- ※3 「自損事故傷害特約」の主な内容…死亡保険金(1,500万円)・医療保険金(入込日額：6,000円・通院日額：4,000円)
- 【ご注意】**
- 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用したご契約にかきり、セツトできません。ただし、人身傷害型の場合は、人身傷害保険を適用したご契約のみセツトできます。
 - 原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。
 - 借用中の原動機付自転車を使用中等の事故も補償の対象となります。
 - 「運転者限定特約および「運転者年齢条件特約」は適用されません。
 - ご契約時に設定されたご契約の自動車の使用目的(「業務」「通勤」「通学」「日常・レジャー」)と異なる理由で原動機付自転車をご使用されていた場合は補償の対象となりません。
 - ロードアシスタンス等諸費用特約など、一部の特約は補償の対象外となります。

人身傷害型と自損傷害型で支払われるケガの補償の違いの事例

	相手がいる事故でケガ	相手がない事故でケガ
人身傷害型なら	(例)電柱にぶつかり自身ケガをしました。治療のために20日間通院し、治療費が20万円かかった。	(例)曲がり角で飛び出してきた自転車とぶつかり自身ケガをして治療のために20日間入院し、治療費が40万円かかった。
自損傷害型なら	治療費の20万円が支払われます。	治療費の40万円が支払われます。
	通院日額4,000円×通院日数20日で8万円支払われます。	補償対象外

積んでいた荷物が事故で破損！ そんなときには…

車両積載動産特約

盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の室内・トランク内などに積載している動産に生じた損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。

盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難※にあわれたときにかきり補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は、補償の対象外です。

※ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。

保険金額 1事故につき 30万円



いざというとき、助けてほしい！ そんなときには…

ドラレコ特約(ドライブレコーダー)による事故発生時の通知等に関する特約

ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダー※が事故による衝撃を検知したことにより信号を発生した場合、損保ジャパンがそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める事故発生時の通知義務が履行されたことなどを定める特約です。なお、この特約をセツトしたご契約には、安全運転支援サービス(Driving! (ドライビング!))が提供されます。

※損保ジャパンから貸与する当社オリジナルドライブレコーダーにかきります。

- 【ご注意】**
- ご契約期間が1年以内のご契約またはご契約期間が1年を超える場合で1年未満の端月数がないご契約にかきりセツトすることができます。
 - ご契約者等が携帯電話(サービス利用可能なスマートフォン・タブレット)機能(を所有していない場合は、この特約をセツトすることはできません)。
 - ドライブレコーダーは、電源供給のためにご契約の自動車のフューズボックスを使用します。フューズボックスが使用できない場合、この特約をセツトすることはできません。

約20%の事故削減効果
 ドラレコ特約をセツトしている契約は、セツトしていない契約に比べて約20%の事故削減効果があります。
 (損保ジャパン調べ)



保険料算出に関する特約(運転特性反映型)

運転特性に応じて、損保ジャパンと締結する継続後のご契約※に走行特性割引を適用する特約です。

※この特約をセツトしたご契約のご契約期間が1年を超える場合は、そのご契約の2年度目以降を含みます。

- 【ご注意】**
- ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約をセツトしたご契約に必ずセツトされます。
 - ご契約の自動車の走行情報等を送信することができ損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、走行情報等を損保ジャパンに提供することにご契約者が同意している場合にセツトすることができます。なお、この場合は、「走行特性診断サービス」が提供されます。
 - 「走行特性割引」の詳細はP.6をご確認ください。



他車運転特約 自動セツト

借用中の自動車(自家用8車種にかきります。以下同様とします。)を運転中※の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

- 【ご注意】**
- 借用中の自動車には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご家族が所屬または主に使用する自動車は含まれません。
 - 車両損害が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
 - 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。
 - ロードアシスタンス等諸費用特約など、一部の特約は補償の対象外となります。

被害者救済費用特約 自動セツト

ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどにより人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いする特約です。

- 【ご注意】**
- 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
 - 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセツトされます。

心神喪失等による事故の被害者損害補償特約 自動セツト

ご契約の自動車の運転者等による心神喪失等により人身事故または物損事故が発生した場合で、運転者等に法律上の損害賠償責任がなかったことを損保ジャパンが認めるときに、被害者に生じた損害について、保険金をお支払いする特約です。

- 【ご注意】**
- 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
 - 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセツトされます。

補償内容のチェックポイント

▲ 補償重複にご注意ください

お客さまご自身およびご家族※が合計で2台以上の自動車保険をご契約する場合、次に記載の特約については補償が重複している可能性があります。ご契約内容を見直すことにより保険料を節約できることがあります。

補償の重複に関する詳細は、P⑩をご確認ください。

【ご契約例】

父・母・同居のお子さま1人の3人家族で、
父と同居のお子さまが合わせて2台のお車をお持ちの場合



この例の特約は、いずれかの自動車1台にセットすることで
この例の場合では、父・母・同居のお子さまの家族全員が補償されます。※2

人身傷害交通乗用具事故特約

個人賠償責任特約

弁護士費用特約
(日常生活・自動車事故型)/自動車事故(固定型)

ファミリーバイク特約

保険金額が「無制限」以外の場合は、補約のご契約に「人身傷害交通乗用具事故特約」をセットすると車外の人身傷害事故については、お支払保険額が合算されて補償されます。

日本国外で発生した事故については、保険金額が1億円となるため、この特約を複数のご契約にセットされた場合は日本国外におけるお支払保険額が合算されて補償されます。

なお、自動車保険以外の保険契約で、同様の補償の加入がある場合は、補償が重複する可能性があります。

この特約を複数のご契約にセットする場合は、お支払保険額が合算されて補償されます。1つのご契約におけるお支払保険額は、P⑩をご確認ください。

主契約の対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険(ファミリーバイク特約/人身傷害型)の場合のみ、いずれかの保険金額が「無制限」以外で、複数のご契約にこの特約をセットする場合は、主契約の保険金額が無制限以外の補償のお支払保険額が合算されて補償されます。

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご家族、④ ①または②の同居の末孫のお子さまをいいます。
※2 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なることがありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被保険者が異なる場合やご家族が同居された場合は被保険者の範囲にご注意ください。また、1台目のご契約のみ特約をセットしている場合は、そのご契約が保険となるときなどは補償がなくなることがありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。



補償重複について
詳しくはこちらに
掲載しています。▶

各種割引制度のご説明

車齢別割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、車齢※が121か月以内の場合は、車齢別割引区分に応じた割引を適用し、**車齢別割引**として保険料を割り引きます。
※「車齢」とは自動車検査簿などに記載の初年度登録年月(または初年度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日(ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとの初日)の属する月までの経過月数をいいます。

- 【ご注意】**
- ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否と適用区分を判定します。
 - ご契約の等級が6(S)等級であり、かつ事故有係数適用期間が0年の場合と、それ以外の等級または事故有係数適用期間の場合とは異なる割引率を適用します。
 - 用途車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車と、自家用軽四輪乗用車でとは異なる割引率を適用します。

車齢別割引区分	13か月以内	14か月～25か月	26か月～37か月	38か月～49か月	50か月～61か月
	62か月～73か月	74か月～85か月	86か月～97か月	98か月～109か月	110か月～121か月

等級	6(S)等級	7(S)等級
安全運転スコア	80～100点	20%
	60～79点	12%
		3%

※ 等級が6(S)等級または7(S)等級で、事故有係数適用期間が0年の場合にかぎり、記名被保険者がスマートフォンプリISOMPO Driveの運転診断を実施したときは、その運転履歴に基づき算出された安全運転スコア※に応じて、右表のとおり安全運転割引として保険料を割り引きます。

※ 損害ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約期間の初日または変更日の10日前から過去180日間の走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。

「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」をセットしたご契約の運転特性計測期間※1における運転特性スコア※2が80点以上の場合、損保ジャパンと締結する締結後のご契約※3※4に対し、約款に定められた規定に従い走行特性割引として保険料を割り引きます。

※1 運転特性スコア※2を算出するために走行情報等を受領する期間をいいます。約款に定める運転特性計測期間起算日の属する月の6か月前の月の末日から過去12か月前とし、また、し、保険料算出に関する特約(運転特性反映型)がセットされている期間にかぎります。

※2 損保ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約の自動車に搭載された損保ジャパン指定の車載機により取得した走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。

※3 保険期間の初日、締結前のご契約の満期日または満期日の翌日から起算して7日以内であることなど一定の条件があります。

※4 「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」をセットしたご契約のご契約期間が1年を超えた場合は、そのご契約の年度目以降を含みます。

【ご注意】 損保ジャパンが走行情報等を正常に取得できないなど、運転特性スコアを算出できない場合は、割引を適用できないことがあります。

ご契約の等級が20等級であり、かつ事故有係数適用期間が0年の場合で、ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢が65歳以上であるときは「65歳以上優良割引」として保険料を割り引きます。

- 【ご注意】**
- 運転者年齢条件が26歳以上補償もしくは35歳以上補償の条件でご契約された場合にかぎります。
 - ご契約期間の途中で記名被保険者の変更があった場合は、変更日における記名被保険者の年齢によって割引の適用可否を判定します。

65歳以上優良割引
3%割引

ASV割引
9%割引

ご契約の自動車にAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合は、「ASV割引」として保険料を割り引きます。なお、ご契約期間の初日にご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日以前であるときにかぎってこの割引を適用します。割引適用終了日はその型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。

【ご注意】 型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用しない一部の故障車などの自動車には、この割引は適用されません。

Web証券割引
年間24%割引

ご契約者が保険証券(または保険契約継続証)およびご契約のおしり(約款)の送付を不要とされ、ご契約内容を損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認いただく場合「Web証券割引」として保険料を割り引きます。なお、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。これにより削減された費用の一部を活用し、地域に寄り添った社会貢献活動「地域貢献プロジェクト」に取り組みんでいます。

「地域貢献プロジェクト」の特約はこちら

ご契約台数	割引率
2台	3%
3台以上5台以下	4%
6台以上	6%

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約される場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居のご親族、リース業者がご契約者となる場合はそのリースカーの借主、その配偶者またはそれらの方の同居のご親族

【ご注意】 複数の保険証券でご契約される場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。

ノンフリート多数割引
最大6%割引



2台以上の自動車をまとめてご契約いただく「ノンフリート多数割引」が適用されて、さらに
お得です。詳しくはP⑩をご確認ください。

ご契約いただくお客さまへ

重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しております。**ご契約前に必ずご確認ください。お申し込みいただけますようお願いいたします。**

なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険を適用している場合）が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。普通と契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**などによって定められています。普通と保険約款・特約などの詳細については、**⑤のマークに記載の項目も含め「ご契約のしおり（約款）」**に記載されていますので、損保ジャパン公式サイト（<https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx>）をご確認ください。

なお、「ご契約のしおり（約款）」を冊子でご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注）過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に沿えない場合があります。

用語のご説明

主な用語と略称の説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

と	用語	内容
と	特約	普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めるものをいいます。ご契約の内容により必ずセットされるもの（自動セット）、ご希望によりセットできるもの（オプション）があります。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1および同性パートナー※2を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないため、法律上の夫婦と認められないものを、事実上端々として、法律上の夫婦と認められる方をいいます。 ※2 同居パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同居パートナーは、婚姻の意思（同居パートナーの場合は、パートナー関係の継続後に離婚した生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。）
ひ	被保険者	保険契約の権限の対象となる方をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めるものをいいます。
ほ	保険金	自動車事故が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする賠償額のことをいいます。
み	未帰のお子さま	ご契約のいたく保契約の内容に応じて、ご契約者（注）がご契約に同意したとき、ご契約者ご自身またはご契約者ご自身の未成年の子をいいます。
よ	用途車種	登録番号・車種番号または積荷番号欄上の分類番号・色等に基づく用途車種（注）が定められた、自家用普通車種、自家用小型車種、自家用軽四輪車種、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）「タイプ」装置がある場合は、自動車種番記号の記号内容と同一であるとはかきません。

き	用語	内容
き	記名被保険者	ご契約の自動車に主に使用される方で、保険証券（または保険契約継続証）などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。ドライバー保険の場合は、運転免許証（仮免許証を除きます）をお持ちの方1名で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
こ	ご契約者 〔保険契約者〕	プライベーターと通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をお持ちの方をいいます。ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険証券（または保険契約継続証）を持たれる方で、保険証券（または保険契約継続証）などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
し	ご親族	6親等内の血族、配偶者は3親等内の姻族のことをいいます。
し	自家用8車種	次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピングカー）
と	自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合にご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
と	同居	生活の本拠として同一家庭※に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※ 同居一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋根（はり、屋根のいすゞ）なども共通し、共同したものをいいます。ただし、台所などの生活施設設備を共有しない場合、別荘、別荘別荘など同一家庭として扱いません。 【別居して取り戻す】 同居一家屋の共同生活が、各戸の区分が明確な場合（自費別荘所有の別荘を除きます）、区分（生計）が別であるか、別荘別荘に居住している場合（生計）が別であるかを判断します。 ※ 別居しているお子さま（住民票記載の有無は問いません）、別荘別荘に居住しているお子さま（住民票記載の有無は問いません）、別荘別荘に居住しているお子さま（住民票記載の有無は問いません）、別荘別荘に居住しているお子さま（住民票記載の有無は問いません）をいいます。

継続前のご契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増率を適用します。
事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」、1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。

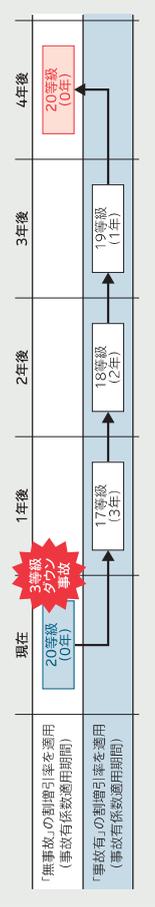
等級	割増																			
割増率 (%)	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故	108	63	38	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63	
事故有						14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51	

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。

- ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
- ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合

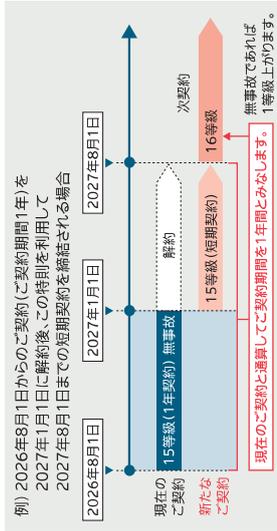


ノンリポート保険期間通算特則

現在のご契約※をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約の初日の原日までの短期期間を継続する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約（損保ジャパンでご契約の場合にかぎります。）の等級および事故有係数適用期間を決定します。

※この特則を適用しているご契約は除きます。

ご注意 この特則の適用に際しては、一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ご契約の更新時には、更新手続き漏れをサポート！

ご契約更新時のサポート

安心更新サポート特約 自動セット

長期のお出かけなど、万が一ご契約の更新手続きをすっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日（満期日）までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者の1方からご契約を更新しない旨のお申し出がない限り、前年と同条件※で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日（満期日）までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

※車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約内容により、その他のご契約条件も一部変更させていただきます。

ご注意 明細内容の一部対象外となり、ご契約期間の途中で「安心更新サポート特約」の適用対象外となる場合があります。

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

お電話の際は、おかけ間違いにご注意ください。

万が一、事故・トラブルにあわれたら 万が一の時はすぐに損保ジャパンへ連絡を! **24時間365日対応可能!**

事故にあわれた際のご連絡先

▶ 事故サポートセンター

0120-256-110

LINEでのご連絡はこちら



自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

▶ ロードアシスタンス専用デスク

0120-365-110

WEBからのご連絡はこちら ▶



商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター(電話)

【受付時間】

- ◆平日:午前9時～午後6時
- ◆土日祝日:午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

(注)ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

オンラインカスタマーセンター(WEB)

【受付時間】

スマートフォン・パソコンから
24時間365日ご利用いただけます。

<https://car-vivr.sompo-japan.co.jp/>



お客さま向けインターネットサービス

 **損保ジャパンマイページ** <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

便利なサービスをいつでも
無料でご利用いただけます。

・ご契約内容の照会 ・住所・電話番号の変更手続き ・代理店へのお問い合わせ など



自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント

一般社団法人日本損害保険協会のホームページでもご確認いただけます。

<https://www.sonpo.or.jp/insurance/car/point.html>



エコマーク認定
自動車保険

エコマーク認定番号: 第10 147 007号 使用契約者: 損害保険ジャパン株式会社

この自動車保険は、

- お客さまの環境配慮行動の促進 (エコカー割引、Web証券、Web約款の推進)
- 事故による環境的損失の削減 (事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進) に貢献しています。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】

◆平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

03-4332-5241 (全国共通)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

見やすいデザイン



第三者認証

1S1609007(9)

このパンフレットは、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

- ★「THE クルマの保険」は、「個人用自動車保険」のベトナムネームです。
- ★このパンフレット兼重要事項等説明書は、「個人用自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ★「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。
- ☆お客さま(保険のご契約者)と記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方)が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレット兼重要事項等説明書に記載された内容をお伝えください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先